

平成 20 年 2 月 4 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人
アカウンティング・サポート部

「資産除去債務に関する会計基準」および
「資産除却債務に関する会計基準の適用指針」に対する意見

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 19 年 12 月 27 日付で公表されました「資産除去債務に関する会計基準」（以下「会計基準案」）および「資産除却債務に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針案」）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

（１） 資産除却債務の負債計上（会計基準案第 4 項）

【意見】 リース契約によりリースされている有形固定資産に係る資産除去債務についても対象となることを明記してはどうか。

【理由】 ファイナンスリースについては、「リース取引に関する会計基準」により有形固定資産として資産計上され、またオペレーティングリースについては適用指針案第 9 項で建物等賃借契約に関連する敷金が扱われていることから、リース契約によりリースされている有形固定資産にも適用されることが考えられるが、会計基準案の本文でこの点を明記されることが望まれる。

(2) 資産除去債務の算定に際して用いられる割引率（会計基準案第 6 項および適用指針案第 5 項）

【意見】米国基準は、将来キャッシュ・フローの見積りに自発的当事者間の取引価格を使用し、割引率について信用リスクを考慮した割引率を使用しているが、これとは異なるアプローチをとることになるので、そのことについてパラグラフを設けて記載してはどうか。

【理由】会計基準案第 6 項では、将来キャッシュ・フローの見積に信用リスクを加算しないこととの整合性で、割引率を無リスクの割引率としており、米国基準のアプローチとは異なっており、このことを明記するとともに、結果として算定される資産除去債務の金額についての米国基準との相違の影響についても言及すべきと考えられる。

(3) 資産除去債務の測定値の属性とそれに見合う割引率（会計基準案第 38 項）

【意見】会計基準案第 38 項の第 2 文は不要ではないかと考えられる。あるいは具体的にどのようなリスクを指しているのか明示してはどうか。

【理由】第 1 文で将来キャッシュ・フローの見積における期待値、最頻値について言及しているが、そのことと第 2 文で見積値から乖離するリスクを将来キャッシュ・フローに反映すると、それを反映しないときよりも将来キャッシュ・フローより大きくなるとしていることとの関係がわかりにくい。たとえば、負債について期待値で見積ることが乖離するリスクを反映することであるとすれば、それはリスクの反映ではなく、いくつかのシナリオを考えその確率を考慮することによる見積の精度を向上させていることのように考えられる。

また、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクとは、信用リスクを指しているとも読めるが、信用リスクについては、既に基準案第 36 項で反映しないとしているのでそれ以外のものが想定されていると考えられる。このため、具体的に何を指しているのか明確でない。

(4) 減損会計の適用（会計基準案第 43 項）

【意見】資産除去債務の認識にともなって認識された有形固定資産の額が減損会計の適用の対象となることを明記してはどうか。

【理由】会計基準案第 24 項で「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象とすべきものである、あるいは第 43 項で本会計基準の適用を減損会計基準における「減損の兆候」として認識する必要はないとしているため、減損会計基準が適用されるものと考えるが、基準本文の中で記載し明確にされることが望まれる。

(5) 資産除去債務の算定に際して用いられる割引率（適用指針案第 5 項）

【意見】上記（3）の意見に関連して、適用指針案第 5 項の「将来キャッシュ・フローがその見積額から乖離するリスクは、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させるため」という表現は削除するか、説明を加えるべきと考えられる。

【理由】上記（3）で述べたように当該リスクが具体的に何を指しているか明確でなく、信用リスクが対象とも考えられるが、基準案第 36 項で反映しないこととしている。

以 上